

## 藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出量の削減等を図るため、新エネルギー機器等を住宅に設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居宅の用途に供する建築物（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 新エネルギー機器等 強制循環型太陽熱利用設備及び家庭用燃料電池をいう。
- (3) 強制循環型太陽熱利用設備 住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯又は空調に利用するシステムをいう。
- (4) 家庭用燃料電池 都市ガス、LPガス、灯油等から燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電すると同時に温水を作るシステムをいう。
- (5) 新エネルギー機器等設置事業 第4条に定める要件に適合する新エネルギー機器等を市内の住宅に設置する事業をいう。
- (6) “もったいない”エコファミリー宣言 藤枝市及び藤枝市もったいない運動推進委員会の事業で、同一世帯の個人が環境に対する取組を実施する意思表示をいう。

### (対象者)

第3条 補助の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 次条に定める対象機器を市内の住宅に設置し、適切に管理できる者
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者
- (3) 申請時に未着工である者。ただし、市長が別に定める日以前に着工する者については、この限りでない。
- (4) 納付すべき市税を滞納していない者

(5) “もったいない”エコファミリー宣言をしている者

(対象機器)

第4条 対象機器は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、未使用のものに限る。

(1) 市長が別に指定した認定を受けた強制循環型太陽熱利用設備。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす家庭用燃料電池

ア 定格運転時において0.4以上1.5kW以下の発電出力であること。

イ 定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80パーセント以上（HHV基準で72パーセント相当以上）であること。

ウ 貯湯容量20リットル以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。

(補助対象経費及び補助率（額）)

第5条 補助の対象となる経費は、新エネルギー機器等設置事業に要する経費のうち、対象機器の購入及び設置工事に要するものとする。

2 補助額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 強制循環型太陽熱利用設備 補助の対象経費の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1件あたりの上限は50,000円とする。

(2) 家庭用燃料電池 60,000円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、市長が別に定める書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(受付順の抽選)

第7条 前条の申請による補助申請額の合計が予算を超えるときは、市長は、予算を超過した日までに受け付けた申請者全員を対象に受付順を決定する抽選を行うものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第9条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、対象機器に変更がなく、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度内に着手し、かつ完了すること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (4) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならない。

（変更（中止）承認）

第10条 補助事業者は、補助事業の変更又は中止の承認を受けようとするときは、市長が別に定める書類を添えて変更（中止）承認申請書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の変更（中止）承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更（中止）承認書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に市長が別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳、キャッシュカード等）を添えて請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。